

・定期利用保育事業について

Q. 定期利用保育と通常保育の違いはなにか。また、保育料の金額に違いはあるのか。

A. 品川区定期利用保育事業は、認可保育所を入園不承諾となった1歳児を認可保育所の空きスペースを活用して受入れを行う事業で、時限的な待機児童対策として実施しているものです。

新規開設した認可保育所の施設を利用しますが、通常保育と大きく異なる点は、利用期間が最長1年間に限定されるため、翌年度以降の在園保障はなく、引き続き保育園への在園をご希望される場合は、改めて入園申込みをしなければならないことです。利用者の方には就学前までの安定した保育が保障されない状況の中で保育サービスをご利用いただくため、区としては、定期利用保育事業を認証保育所や認可外保育施設と同じく、認可保育所を補完する事業として位置付けております。

この考えに基づきまして、定期利用保育の利用料については、区内認証保育所の1歳児の平均保育料から保育料助成金を減額した場合の保護者の実質負担額などを参考として、標準時間の利用料を4万5千円に設定しているものです。

また、この事業は東京都の補助制度を活用しており、本人負担額の上限が定められているため、保育園保育料と同じ料金体系を設定できないことや東京都内の他自治体の利用料の状況などを総合的に勘案した結果、定額料金制度を採用しております。

一方、保育園保育料につきましては、品川区保育の実施等に関する条例に定められている金額となります。

(子ども未来部保育支援課)